

留守家庭児童育成室の入室に際して

1 今後の手続について

■提出書類

①「連絡票」、②「緊急時引渡票」、③「延長保育利用予定表」(延長保育を利用する場合)、④「学校生活管理指導表の写し」(アレルギー疾患があり、アレルギー対応を留守家庭児童育成室(以下「育成室」という。)で行う場合のみ)を面談の際に御提出いただいていない方は、入室後できるだけ速やかに、入室される育成室の指導員に提出してください。

⑤「口座振替依頼書」(申請の際に口座振替(新規)を選択された方)は、必要事項を記入し、銀行印を押印の上、金融機関若しくは放課後子ども育成室まで提出してください。口座振替依頼書を御提出いただいてから振替開始までに約2か月かかりますので、それまでは同封の納付書でのお支払いをお願いいたします。

■入室後

「保育料納入通知書」、「口座振替開始通知」等の保育料納入関係書類を送付します。

■支払期限及び口座振替日

毎月末に支払期限及び口座振替日が設定されています。(※月末が土日・祝の場合は、翌営業日となります。)

■入室した月の翌月中旬頃

口座振替時に口座残高が不足していた場合や、納付書の支払期限までにお支払いいただけなかった場合は、口座振替不能通知や督促状をお送りします。納付書の裏面に記載の納付方法・場所にて速やかにお納めください。(以降、毎月同様の手続となります。)

なお、保育料、延長保育料、おやつ代の未納が続く場合、入室の許可を取り消す場合があります。

2 保育料と延長保育料の改定について

令和7年4月1日から、育成室の保育料及び延長保育料について、下記のとおり改定します。詳しくは、放課後子ども育成室のホームページ（ページ番号 1037311）を御覧ください。

	【改定前】令和7年3月分まで	【改定後】令和7年4月分以降
保育料	月額 4,000 円	月額 6,000 円
延長保育料	月額 1,500 円	月額 2,000 円

※いずれも、きょうだい同時利用の場合、2人目からは半額。

※保育料におやつ代は含まれていません。

3 児童の安全のために

（1）児童が保育時間中（育成室への登下校も含む）に怪我をした場合

保育時間中に怪我をした場合は、応急処置をし、症状によっては医療機関に受診します。医療費は個人負担となりますが、市で加入している傷害保険が適用される場合があります。その際には、保険の請求用紙等をお送りしますので手続をお願いします。なお、傷害保険は医療費を補填するものではありませんので、御了承ください。

（2）台風等で学校が休校、又はインフルエンザ等で学級閉鎖等になった場合

休校や学級閉鎖等の場合、対象となる児童（休校・学校閉鎖の場合は全員、学年・学級閉鎖の場合は対象学年・学級に在籍する方）は、育成室に登室することはできません。また、夏休み等の学校休業期間中に暴風警報が発令された場合も、育成室が休室になる場合があります。

詳しくは、放課後子ども育成室のホームページ（ページ番号 1034685）に掲載の「台風等による「暴風警報」または「大雨特別警報」発令時及び、インフルエンザ等による学級閉鎖時等の休室について」を御確認ください。

（3）育成室における食物アレルギー対応等について

育成室におけるアレルギー対応等につきましては、放課後子ども育成室のホームページ（ページ番号 1034685）に掲載の「留守家庭児童育成室における食物アレルギー対応等について」を御確認ください。児童の皆様の安心と安全ため、必ず御確認ください。

（4）配慮を要する児童の申請に伴う送迎の運用について

育成室において、配慮を要する児童の申請をする場合、送迎を必須としていましたが、令和6年度から、1年以上配慮を要する児童として入室している場合で、送迎がなくても安全に登室や降室ができる児童に限り、送迎の取りやめ申請を行えることとしています。なお、申請書については、育成室から受け取ってください。

4 その他

（1）学校給食のない始業式、終業式、夏休み等の学校長期休業期間は、お弁当を持参してください。

（2）本案内も含め、同封している書類などは、放課後子ども育成室のホームページに掲載していますので御確認ください。

＜問合せ先＞ 吹田市教育委員会 地域教育部 放課後子ども育成室
電 話 06-6384-1599（直通） / F A X 06-6380-6771
メール houkagokodomo@city.suita.osaka.jp

ホームページ
QRコード

